

11 安（核規）第 446 号

平成 11 年 9 月 13 日

原子力委員会委員長殿

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 野中 広務



三菱原子燃料株式会社における核燃料物質の加工の
事業の変更の許可について（諮問）

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 秋元 勇巳から平成 11 年 5 月 10 日付け環安第 23 号及び平成 11 年 7 月 19 日付け環安第 27 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 16 条第 3 項において準用する法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第 16 条第 3 項において準用する法第 14 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適合について

1. 加工の能力

今回の事業変更に伴う申請者の加工の能力に変更はなく、本申請を許可することによって、加工の能力が著しく過大になることはないとする。

2. 経理的基礎

今回の事業変更に伴い必要とされる資金は、自己資金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものとする。